

奈良市公報

号外第 14号

平成 16年 8月 23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技

目 次

監 査	
住民監査請求の監査結果	1
定期監査の結果	3
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	5
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	8
奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部 を改正する規則	8
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙人名簿からの抹消	11
選挙人名簿からの抹消の取消し	11
選挙権を有する者の総数の 50分の 1 の数等	11
在外選挙人名簿からの抹消	11
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	11
議 会	
議会運営委員会の委員の選任	11
議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	12
防 災 会 議	
奈良市地域防災計画の修正の要旨	12

監 査

奈良市監査委員告示第 5 号

地方自治法第 242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので次とおり公表します。

平成 16年 6月 3日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 土 田 敏 朗
同 金 野 秀 一
奈 監 第 50 号
平成 16年 6月 3日

請求人

中 川 徹 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 土 田 敏 朗
同 金 野 秀 一

住民監査請求の結果について（通知）

平成 16年 4月 14日付けで提出のあった住民監査請求につ

いては、同月 21日付けで受理し、地方自治法第 242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

なお、監査委員 中嶋 肇は、前財務部長の職にあったため、地方自治法第 199条の 2 の規定により除斥しました。

記

1 監査対象

奈良市財務部管財課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242条第 6 項の規定により、平成 16年 4 月 30日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第 199条第 8 項の規定により、平成 16年 5 月 14日、奈良市財務部長及び同部管財課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

イ 奈良市あやめ池一丁目にある「あやめ池上池」（奈良市の財産区財産）の奈良市による不適正な管理行為の防止と、その是正を求める。

ロ 前項イによって、奈良市の蒙った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう、奈良市長に対する勧告。以上の 2 項目について、奈良市の公有財産ともいえる財産区財産の適正かつ透明性のある管理にすため、監査委員の厳正な監査を求めるとともに、是正措置を要請します。

奈良市あやめ池北一丁目にある「あやめ池上池」は、現在近畿日本鉄道株式会社とグループの近鉄興業株式会社が経営するあやめ池遊園地内にあります。

しかし、同遊園地は、来る 6月 6日をもって閉園する旨、去る 1月 23日、両社が公表しました。大正 14年 6月 11日の開園以来、78年間の長きにわたって親しまれてきた同遊園地の閉園は、地域住民にとって惜別の感が拭えない出来事であり、同時に閉園に伴う跡地利用問題が地元自治会や地域住民らの最大の関心事となっております。また、閉園によって「あやめ池上池」の権利関係等がどうなるのかも、環境保全の観点から、地域住民らの関心を呼んでいます。

「あやめ池上池」は、現在、近畿日本鉄道株式会社と、大字西大寺水利組合が契約書を交わし、近畿日本鉄道株式会社が同水利組合に契約金を支払って借り、営業をしています。

公簿上の所有権保存登記簿によると、「あやめ池上池」は、地目が溜池、地積が 94,115平方メートル、所有者は共有地となっております。

奈良市財務部管財課によると、登記簿の共有地は、大字西大寺水利組合員の個々の共有地という意味だそうだが地方自治法第 294条の規定により、財産区財産として取扱っているといます。

また、奈良市の財産区財産取扱要綱第 3 条の規定では、「公簿面に旧町村字名及び所有者名のない共有地として登記されている物件は、当該部落又は大字の者が各々所有権を有しているという反証資料（古文書等）がない場合は、すべて原則として、財産区財産に準じて取扱うものとする」としており、「あやめ池上池」は、奈良市の財産区財産であることは明白であります。

しかるに奈良市は「あやめ池上池」の管理を大字西大寺水利組合に任せ、同市自体の管理行為を事実上放棄しております。そこで、同水利組合が近畿日本鉄道株式会社と直接、契約書を交わし、契約金をとって、貸しているわけです。同市管財課は、「あやめ池上池」の管理を同水利組合に一切任せている理由を「長年の慣習に基づくもの」としています。

請求人の調査によると、「あやめ池上池」の管理は、大正 14年 6月 11日の同遊園地の開園当時から同水利組合が行っており、旧伏見村が昭和 30年に奈良市と合併した後も、慣習として続けてきたようです。

こうした事実は、言葉を換えて言えば、財産区財産という、いわば公有財産を本来、管理すべき奈良市が、その管理責任を放棄し、任意団体の大字西大寺水利組合に管理を任せ放しとしていたこととなります。しかも、同水利組合と近畿日本鉄道株式会社との契約内容や契約金額など一切公表されておらず、極めて不透明なものと言わざるを得ません。

以上のような「あやめ池上池」の管理に係わる不適正な行為は長年続いており、同遊園地の開園以来、78年間にわたる同水利組合と近畿日本鉄道株式会社（前身の大軌鉄道も含む）と交わした契約金額は、かなりの額に上るものと思料され、その契約金額の相当部分が奈良市（旧伏見村も含む）の蒙った損害と推定されます。

このため、請求人は去る 3月 3日、奈良市情報公開条例第 5 条の規定に基づき「あやめ池上池に関する一切の資料（近畿日本鉄道株式会社との契約内容、契約金額など）」の行政文書の開示を奈良市長に請求しました。ところが、3月 16日付けで、大川靖則市長名で「奈良市情報公開条例の施行日である平成 10年 4月 1日以降の文書が存在しないため、請求を却下する」旨の通知がありました。

そこで、請求人は、去る 4月 7日所管の奈良市管財課長と面談し、「あやめ池上池に係わる行政文書が平成 10年 4月 1日以降、なぜ、ないのか」「平成 10年 3月 31日以前なら行政文書は存在するのか」などと質しました。これについて、管財課長は「平成 10年 4月 1日以降のあやめ池上池に関する文書が存在しない。その理由は、慣習として大字西大寺水利組合に管理を任せていたため」「大正時代の契約書の写しは存在するが、市情報公開条

例施行前の文書なので開示できない」旨、回答しました。

請求人は「財産区財産は、奈良市が管理する責任があるのではないか。それなのに、管理に係わる文書が一切ないと言うのは、行政の怠慢としか言いようがない」「慣習をたてに、管理を水利組合に任せ放しにしているのは、管理責任の放棄ではないか」「ため池は灌漑用水としてだけでなく、治水上、防災上も重要な機能を有しており、今後あやめ池上池について行政文書を作成する用意があるか」などと質しました。

管財課長は「ため池は、過去、農業用水として利用してきたので、大字などが水利のために、共同の池という考えでやってきた。しかし、現在は時代背景が異なるので、従来、慣習として行ってきた管理行為をいつまでも続けるのは良くない。今後は当然、文書を作成しなければならない。是正すべき点は是正したい。」と答えました。

請求人は、管財課長の回答を了とせず、去る 4月 7日、奈良市長に対し、「文書不存在のための却下処分」を不服として、取り消しを求めるとともに、「大正時代の契約書写しなどは、歴史的な古文書であるので開示を求める」異議の申し立てをしたところであります。

いずれにしても、奈良市の財産区財産である「あやめ池上池」の奈良市による不適正な管理行為は、早急に是正させる必要があります。また、大字西大寺水利組合と近畿日本鉄道株式会社との直接契約による契約金が同水利組合だけに支払われ、奈良市に損害を蒙らせてきた長年の慣習を改め、損害を補填するよう監査委員の厳正な監査と、執行機関に必要な措置を講ずるよう勧告をしていただくことを請求致します。

5 監査対象事項

上記請求の要旨から、監査対象事項を次のとおりとした。

「あやめ池上池」が財産区かどうか

「あやめ池上池」の管理を大字西大寺水利組合に任せ、管理に係わる行政文書が存在しないのは、財産の管理を怠っているか

あやめ池遊園地の開園以来、78年間にわたる大字西大寺水利組合と近畿日本鉄道株式会社との契約により市が損害を被っているか

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 「あやめ池上池」(以下「上池」という。)について登記簿(ただし、甲区及び乙区に記載されている事項はない。)は次のとおりである。

奈良市あやめ池北一丁目 1370番地 1
溜池 94,115㎡ (所有者)共有地
奈良市あやめ池北一丁目 1370番地 2
堤塘 7,999㎡ (所有者)共有地

(2) 上池についての近畿日本鉄道株式会社(大阪電気軌道株式会社を含む。)との契約等は、次のとおりであ

る。

大正元年 12月 14日付けの契約證書からの抜粋（伏見町史より）

奈良県生駒郡伏見村大字西大寺菖蒲千参百七拾番地 第壹

一、溜池 九町四反九畝歩

同 千参百七拾番地 第貳

一、堤塘 八反式拾歩

右大字西大寺共有溜池二関シ、本契約証ニ於テ、伏見村長岡本源逸並ニ大字総代岡本岩次郎ヲ乙ト称シ、大阪電気軌道株式会社ヲ甲ト称シ、兩者ノ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

大正 15年 6月 15日付けの契約證書からの抜粋（伏見町史より）

大阪電気軌道株式会社（以下甲ト称ス）ト伏見村大字西大寺（所有地管理者伏見村長吉川善作以下乙ト称ス）八大正元年拾貳月拾四日付甲ト伏見村岡本源逸並ニ同村大字西大寺総代岡本岩次郎トノ間ニ締結シタル別紙契約證ノ諸條項ヲ継承シ、更ニ追加契約スルコト左ノ如シ

昭和 26年 4月 1日付けで、近畿日本鉄道株式会社を甲、伏見町長及び大字西大寺を乙として、上池について覚書が締結されていること

(3) 財産区及び上池に関する市としての見解

奈良市における「共有地」の管理については、長年の積み重ねられてきた慣習により、地元水利組合等による「地元管理」が一般的な取扱いとして定着しており、実質的な取扱いについても水利組合等が使用、収益する者としている。

上池も登記簿上は「共有地」であり、慣習により地元水利組合等による「地元管理」が継続され、実質的な管理も地域住民等が行っている。

しかし、境界明示や処分等については、地元水利組合等には法人格がなく、「財産区財産取扱要綱」、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により財産区財産に準じた取扱いをしている。

(4) 財産区財産取扱要綱からの抜粋

第 2 条 財産区財産とは地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 294条第 1 項に定めるものをいう。

第 3 条 公簿面に旧町村名及び所有者名のない共有地として登録されている物件は、当該部落又は大字の者が各々所有権を有しているという反証資料（古文書等）がない場合は、すべて原則として前条に規定する財産区財産に準じて取り扱うものとする。

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に規定する財産の処分は当該財産区財産の区域内関係者の同意に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39年奈良市条例第 29号）、及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

（昭和 39年奈良市条例第 30号）の規定により取り扱うものとする。

第 5 条 前条の同意には、処分することを必要とする財産区財産の区域内関係者の承諾書並びに賃貸借、使用貸借などの契約により使用するもの同意書を提出するものとする。

以上のことから請求人の主張について考査すると、財産区は、市町村及び特別区の一部で一定の財産を有し、又は公の施設を設け、その管理及び処分を目的とする特別地方公共団体である。沿革的にその存在を認められたものと市町村の廃置分合又は境界変更の際の財産処分の協議によって設けられたものがあるが、財産又は公の施設の管理及び処分以外に公法上の行為能力又は行政上の権能を有していない特殊な性格を有する地方公共団体で、地方自治法第 294条に「財産区の意義及びその運営」が規定されており、同条第 1 項では「その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。」とされている。

そして財産区の財産管理については、地方自治法第 242条第 1 項の住民監査請求の対象となると解されている。

そこで、請求の対象となっている上池が財産区かどうかについて考査すると、上池は、上記(2)記載の契約證書及び覚書に伏見村長及び伏見町長の名が記載され、一見、財産区の形態をとっているように見受けられるが、登記簿上その所有者は「共有地」となっており「財産区」とはなっていない。

「共有地」は、部落又は大字の者が各々所有権を有しているという古文書等の反証資料が存在しない場合は、原則として財産区として取り扱うこととされているが、元来財産区は慣習に基づくものであるため実態は極めて複雑で、その法律上の性格が明確でない場合が少なくないので、財産区であるとの認定は必ずしも容易ではなく、確証がなければ抑制されるべきであると解されている。

このことから、上池についてもその反証資料の存否が、現状では定かではなく、明確に財産区であるとは言えない。

よって、地方自治法第 242条第 1 項に規定する住民監査請求の対象とはならないと言わざるを得ないので、本件請求は却下する。

（平成 16年 6月 3日掲示済）

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 16年 6月 4日

奈良市監査委員	吉	田	肇
同		中	嶋
同		土	田
同		金	野
		敏	朗
		秀	一

1 監査対象

- 総務部 総務課 情報公開室 情報管理課
- 企画部 企画課(合併対策室含む) 文化振興課
- 財務部 政策調整室 財政課 市民税課 資産税課
- 保健福祉部 高齢福祉課
保育課
保育園(若草、三笠、帯解、布目、学園南、朱雀、京西、富雄)
- 保護課
- 保健所 保健予防課 健康増進課
- 経済部 観光課
- 公平委員会事務局

2 監査期間

平成 16年 4月 12日 ~ 同年 6月 3日

3 監査方法

平成 15年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 16年 2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。委託料及び負担金補助及び交付金の件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	補助金
総務部	総務課	5	-
	情報公開室	-	-
	情報管理課	11	-
企画部	企画課 (合併対策室含む)	7	2
	文化振興課	20	12
財務部	政策調整室	2	-
	財政課	1	-
	市民税課	3	-
	資産税課	4	-
保健福祉部	高齢福祉課	10	2
	保育課 (保育園含む)	11	2
	保護課	3	-
	保健予防課	3	11
	健康増進課	22	-
経済部	観光課	18	9
公平委員会事務局		-	-
合	計	120	38

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において

改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199条第 12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

情報公開室

情報公開に伴う行政文書のコピー代(節:総務費雑入)に係る調定は適時になされているが、収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延している事例が見受けられたので、奈良市会計規則第 9条に基づき、速やかに払込みをされたい。

企画部

企画課

災害ボランティア活動補助金の交付においては、「会の運営を円滑に推進するため」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性と交付時期を十分精査されたい。

文化振興課

YSKシンフォニックアンサンブル運営補助金の交付においては、「事業の円滑な運営のため前払いをお願いします」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性と交付時期を十分精査されたい。

財務部

市民税課

郵券保有残高において、前年度からの引継額及び次年度への繰越額が多額となっている。今後は、年間使用額を精査し、計画的予算執行をされるよう要望する。

保健福祉部

高齢福祉課

奈良市老人福祉センター(東老春の家・西老春の家)の室使用料の調定が著しく遅延しているため、奈良市会計規則第 11条に基づき、使用許可と同時に調定されたい。

保育課

- (1) 民生費負担金(保育料)の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 5,669,950円となっている。民生費負担金(保育料)の徴収にあたっては、負担の公平性からも徴収率の向上のため更なる努力を要望する。
- (2) 24時間保育事業利用料の調定が著しく遅延

しているので、奈良市会計規則第 11条に基づき、利用決定と同時に調定されたい。

- (3) 保育園において、職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条に規定されている旅行命令簿の記載方法に誤りが見受けられた。規則に則った適正な事務執行をされたい。

保護課

- (1) 世帯更生援護資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 34,957,653円となっている。今後とも一層の徴収努力を要望する。
- (2) 資金前渡を受けた場合に記載すべき奈良市会計規則第 33条第 1 項に規定の前渡資金出納簿が備えられておらず、また、郵便切手等の購入及び使用時に記載すべき奈良市文書取扱規程第 27条第 3 項に規定の郵便発送簿兼切手類受払簿(第 11号様式)への記入漏れが見受けられた。規則・規程に則った適正な事務執行をされたい。

保健予防課

奈良県原爆被害者の会奈良支部運営補助金及び奈良県原爆被害者の会社会見学事業補助金の交付において、繰越金があるにもかかわらず、早期に事業を推進するため」という理由書により全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1 項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

(平成 16年 6月 4日 掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 27号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 6月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内茗荷町～矢田原町地内他 11件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 6月 7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 6月 10日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配水管工事	1 - 4 - 201	口径 50~ 25 耗配水支管改良工事	市内茗荷町~ 矢田原町地内	契約日から 60日間	土工一式 管工一式 仮設工一式	予定価格 6,200,000円 最低制限価格 4,154,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610点未満のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午前 9時 30分
2	造園		管路用地・減圧弁用地・配水池草刈委託	市内奈良阪町地内他 3 箇所	契約日から平成 16年 11月 30日 まで	草刈面積 4,001㎡ 草刈工一式	予定価格 651,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午後 1時 00分
3	造園		須川ダム他施設草刈委託	市内須川町地内他 2 箇所	契約日から平成 16年 10月 29日 まで	草刈面積 32,081㎡ 草刈工一式	予定価格 1,256,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午後 1時 20分
4	造園		東部施設草刈委託	市内中ノ川町地内他 2 箇所	契約日から平成 16年 10月 22日 まで	草刈面積 8,112㎡ 草刈工一式	予定価格 1,236,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午後 1時 40分
	造園		各施設植栽管理委託(その1)	市内奈良阪町地内他 4 箇所	契約日から平成 16年 10月 29日 まで	除草面積 8,732㎡	予定価格 2,488,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、か	平成 16年 6月 11日 午

5					日まで	植栽管理一式		つ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点以上のすべての業者	前10時00分
6	造園	各施設植栽管理委託(その2)	市内中登美ヶ丘一丁目地内他1箇所	契約日から平成16年10月29日まで	除草面積10,851m ²	植栽管理一式	予定価格 2,480,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点以上のすべての業者	平成16年6月11日午前10時20分
7	造園	各施設植栽管理委託(その3)	市内松陽台一丁目地内他5箇所	契約日から平成16年10月29日まで	除草面積7,800m ²	植栽管理一式	予定価格 2,430,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点以上のすべての業者	平成16年6月11日午前10時40分
8	造園	各施設植栽管理委託(その4)	京都府相楽郡木津町鹿背山地内他2箇所	契約日から平成16年10月29日まで	除草面積7,570m ²	植栽管理一式	予定価格 1,982,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点未満のすべての業者	平成16年6月11日午後2時00分
9	造園	各施設植栽管理委託(その5)	市内神功四丁目地内他3箇所	契約日から平成16年10月29日まで	除草面積9,105m ²	植栽管理一式	予定価格 2,520,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点以上のすべての業者	平成16年6月11日午前11時00分
10	造園	各施設植栽管理委託(その6)	市内高樋町地内他6箇所	契約日から平成16年10月29日まで	除草面積6,439m ²	植栽管理一式	予定価格 2,141,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が700点未満のすべての業者	平成16年6月11日午後2時20分
11	造園	各施設植栽管理委託(その7)	市内奈良阪町地内	契約日から平成16年8月31日まで		植栽管理一式	予定価格 1,366,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評	平成16年6月11日午後2時40分

								定値が 700点未満 のすべての業者	
12	造園		各施設植栽 管理委託（ その 8）	市内西千 代ヶ丘一 丁目地内 他 4 箇所	契約日か ら平成 16 年 10月 29 日まで	除草面 積 4,205㎡ 植栽管 理一 式	予定価格 1,701,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が造園で、か つ総合評定値通知 書の造園の総合評 定値が 700点未満 のすべての業者	平成 16 年 6 月 11日午 後 3 時 00分

(平成 16年 6月 1日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 9 号

平成 16年 6 月定例教育委員会を次のとおり開催します
ので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育
委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示しま
す。

平成 16年 6 月 2 日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成 16年 6 月 8 日（火）午前 10時から
- 2 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成 17年度奈良市立一条高等学校教員採用につ
いて
(2) 第 58回奈良市民体育大会夏季大会の開催につ
いて
議事
議案第 11号 公の施設の指定管理者の指定につ
いて
議案第 12号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条
例施行規則の一部を改正する規則に
ついて
その他
(1) 平成 15年度小・中学校の問題行動の状況につ
いて
(2) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、午前 9 時から 9 時 50分までで、定員 5
名になり次第締め切ります。

(平成 16年 6 月 2 日揭示済)

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6 月 14日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 8 号

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一
部を改正する規則

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則（平成
12年奈良市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条第 1 項中「2 通」を「3 通」に改める。

別記第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

奈良市黒髪山キャンプフィールド使用許可申請書

年 月 日

(あて先)
奈良市教育委員会

住所または所在地

電話番号()

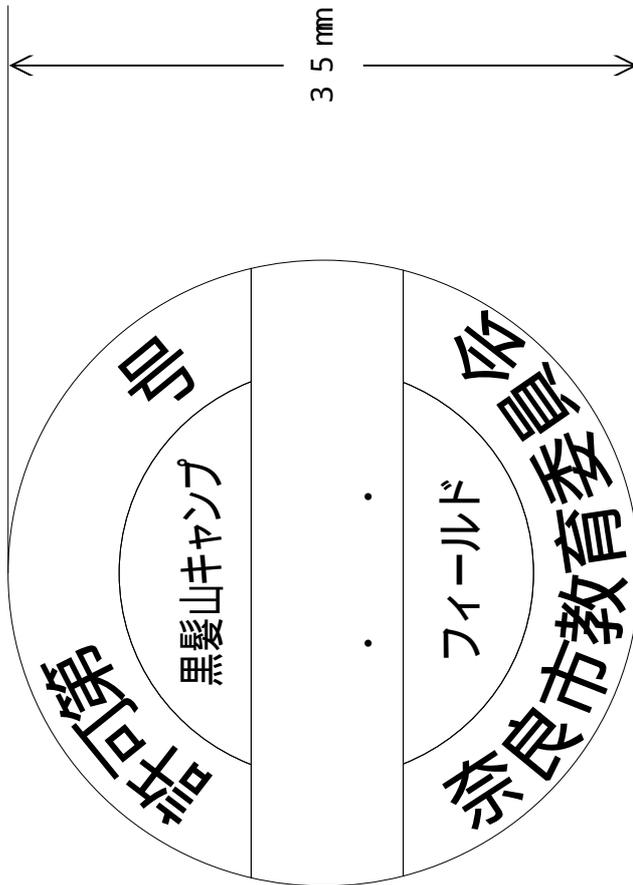
(申請者) 団体名

氏名または代表者氏名

次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドを使用したいので申請します。

使用目的	・キャンプ ・レクリエーション ・指導者研修 ・その他()						
使用者数	性別 \ 年齢構成	幼児	小学生	中学生	高校生および25歳以下の人	26歳以上の人	合計
	男性	人	人	人	人	人	人
	女性	人	人	人	人	人	人
	合計	人	人	人	人	人	人
使用希望施設	施設名	使用日時					
	テントサイト(A・B・C・D)	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	デイキャンプサイト	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	営火場	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	研修棟	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	野外集会所	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	駐車場	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
	その他()	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	月 日(曜日)	午前 時 ~ 午後 時	日間	
利用交通機関	・自動車(台) ・徒歩 ・その他() 自動車で来られる場合、駐車可能台数に限りがありますのでできるだけ乗り合わせて、台数を減らすようご協力ください。						
許可条件	許可印						

第 2 号様式 (第 4 条関係)



第 3 号様式 (第 7 条関係)

奈良市黒髪山キャンプフィールド使用中止届

(あて先) 奈良市教育委員会 住所または 所在地 電話番号 () (届出者) 団 体 名 氏名または 代表者氏名	年 月 日	次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用を中止したいので届け出ます。		
使用許可日時	年 月 日 (曜 日)	年 月 日 (曜 日)	時から 時まで	号
許可年月日	年 月 日	許可番号	許可第	号
中止理由				
備考				

(注) 許可書を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 14日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 25号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 16年 6月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。
平成 16年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 16年 6月 2日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 16年 6月 2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 26号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。
平成 16年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消の取消年月日
平成 16年 6月 2日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 6月 2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 27号

平成 16年 6月 2日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1項及び第 75条第 1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6号)第 4条第 1項及び第 4条の 2第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 50分の 1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4条第 11項及び第 4条の 2第 15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の 1の数並びに地方自治法第 76条第 1項、第 80条第 1項、第 81条第 1項及び第 86条第 1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号)第 8条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 16年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

50分の 1の数 5,890人
6分の 1の数 49,080人

3分の 1の数 98,160人

(平成 16年 6月 2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 28号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 16年 6月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 16年 6月 2日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 6月 2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 9号

奈良市農業委員会平成 16年 6月農地部会の会議を下記のとおり招集します。
平成 16年 6月 4日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩 原 征 二
記

- 1 日時
平成 16年 6月 14日(月)午前 9時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 21会議室
- 3 審議案件
(1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
(4) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
(5) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について
(6) 許可・受理の取消しについて
(7) 知事許可について(5月許可分)
(8) 非農地証明について(5月分)

(平成 16年 6月 4日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 6号

平成 16年 6月 14日の議会定例会において、次のとおり
議会運営委員会の委員を選任しました。

平成 16年 6月 14日

奈良市議会議長
米澤 保

- 三浦 教次
- 矢野 兵治
- 内藤 智司
- 中西 吉日出
- 榎木 義秀
- 森田 一成
- 大橋 雪子
- 井上 昌弘
- 上原 雋
- 和田 晴夫
- 高橋 克己
- 金野 秀一
- 原田 栄子

(平成 16年 6月 14日揭示済)

奈良市議会告示第 7 号

平成 16年 6月 14日、次の者が議会運営委員会の委員長
及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 14日

奈良市議会議長
米澤 保

- 委員長 上原 雋
- 副委員長 高橋 克己

(平成 16年 6月 14日揭示済)

防 災 会 議

奈良市防災会議告示第 2 号

災害対策基本法(昭和 36年法律第 223号)第 42条第 1
項の規定により、奈良市地域防災計画を修正したので、同
条第 4 項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成 16年 6月 15日

奈良市防災会議
会長 大川 靖 則

奈良市地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法第 42条第 1 項の規定に基づき、奈良市
地域防災計画修正の要旨は、次のとおりである。

1 修正方針

- (1) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関す
る特別措置法(平成 14年法律第 92号)第 3 条の規定
に基づき、地震防災対策推進地域として指定されたこ
とを受け、同法第 6 条の規定に基づいて、東南海・南
海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守
るための事項等について、奈良市地域防災計画に「東
南海・南海地震防災対策推進計画」(以下「**推進計画**」
という。)を定めるものである。

- (2) 推進計画は、中央防災会議(内閣総理大臣が会長)
の「東南海・南海地震対策大綱」及び同「東南海・南
海地震防災対策推進基本計画」を踏まえ、その構成等
は消防庁の「**推進計画の作成例**」に準拠している。

- (3) 推進計画は、奈良市地域防災計画の「第 3 編 震災
対策編 第 2 章 地震災害応急対策計画」の次に第 3
章として追加するものとする。

2 修正事項

- (1) 推進計画の全体の構成は、「第 1 節 総則」、「第 2
節 災害対策本部等の設置等」、「第 3 節 地震発生時
の応急対策等」、「第 4 節 地震防災上緊急に整備すべ
き施設等の整備計画」、「第 5 節 防災訓練計画」、「第
6 節 地域防災力の向上等」、「第 7 節 その他の対策」、「
第 8 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計
画」とする。

- (2) 推進計画の「第 7 節 その他の対策」において、
「建築物等の耐震診断、耐震改修の促進」、「帰宅困難
者対策」、「災害時要援護者対策」、「文化財保護対策」
を記載し、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産や
古い街並み等の保護対策と多くの観光客が訪れる国際
文化観光都市としての地震災害対策の充実を図った。

3 修正後の奈良市地域防災計画の概要

(推進計画の全文)

第 3 編 震災対策編

第 3 章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第 1 節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の
推進に関する特別措置法(平成 14年法律第 92号。以下
「東南海・南海法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づ
き、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域につ
いて、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備す
べき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における
地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う
事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域を管轄
もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共
機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重
要な施設の管理者等(以下「**防災関係機関**」という。)の
処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編第 5 章防
災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」によるもの
とする。

第 2 節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されう
る規模の地震(以下「**地震**」という。)が発生したと判
断したときは、災害対策基本法(昭和 36年法律第 223号)
に基づき、直ちに奈良市災害対策本部及び必要に応じて
現地災害対策本部(以下「**災害対策本部等**」という。)を
設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、奈良市災害対策本部条例（昭和 38年条例第 18号）及び奈良市災害対策本部規程（平成 14年災害対策本部告示第 1号）に定めるところによるものとする。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 職員の配備体制等については「第 3 編第 2 章第 1 節震災時の応急対策のための体制整備」によるものとし、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期すものとする。

(2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第 3 節 地震発生時の応急対策等

第 1 項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震発生時には、電話通信網の混乱、途絶が考えられるので、消防通信指令総合システム・市防災行政無線・県防災行政無線・市内業務無線及びアマチュア無線・災害時優先電話等を「第 2 編第 2 章第 4 節情報収集・通信等に関する計画」及び「第 3 編第 2 章第 3 節震災時の情報収集・通信等に関する計画」に準じて活用を図るものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震発生時において市民の人命保護と被害の軽減を図るため、救助、消火、障害物除去、避難及び医療等の活動を「第 3 編第 2 章第 4 節震災時の現場活動に関する計画」及び「第 3 編第 2 章第 5 節震災時の避難救助等に関する計画」に準じて行う。

5 物資調達

発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

なお、食糧や飲料水などの供給対策計画等については「第 3 編第 2 章第 6 節震災時の民生安定等に関する計画」に準じて行う。

6 輸送活動

地震防災応急対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び応急対策用資機材の迅速な輸送のための輸送力の確保等については、「第 3 編第 2 章第 4 節第 2 項緊急輸送対策計画」によるものとする。

7 保健衛生・防疫活動

防疫体制の整備及び組織的活動の推進を図り、災害地域の防疫対策を迅速に実施して、感染症の流行等を未然に防止するとともに、発災後に発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の処理については「第 2 編第 2 章第 8 節環境衛生に関する計画」及び「第 3 編第 2 章第 7 節環境衛生に関する計画」によるものとする。

第 2 項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

防災用資機材、建設用重機、仮設トイレ、テント及び必要な物資等

(2) 市は、県に対して居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第 3 項 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

(1) 災害時相互応援に関する協定（奈良市から 100km 圏前後の都市 [和歌山市、岐阜市、枚方市、大津市、四日市市])

(2) 災害時相互応援に関する協定（姉妹・友好都市 [郡山市、小浜市、太宰府市])

(3) 中核市災害相互応援協定（中核市各都市）

(4) 災害時相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟加盟各都市）

(5) 北和都市連合消防相互応援協定（天理市、生駒市、大和郡山市）

(6) 奈良市・精華町消防相互応援協定（精華町）

(7) 奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定（相楽中部消防組合）

(8) 奈良県消防広域相互応援協定（県内市町村）

(9) 東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定（東大阪市、生駒市）

(10) 奈良県防災ヘリコプター支援協定（奈良県）

- (11) 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県、県内 47市町村、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会）
- (12) 水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定書（日本水道協会奈良県支部会員）
- (13) 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部長及び 6 府県支部長）
- (14) 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定書（天理市、生駒市、大和郡山市）
- (15) 災害時緊急放送に関する協定（㈱奈良シティエフエムコミュニケーションズ）
- (16) 災害発生時の情報提供に関する協定（奈良県タクシー協会旧奈良市内部会）
- (17) 奈良市民の生活に係る情報提供に関する覚書（奈良中央郵便局、奈良西郵便局、奈良市内集配特定郵便局）
- (18) 災害時における応急食糧確保に関する協定（敷島製パン㈱、㈱東鮮、山崎製パン㈱京都工場、名阪食品㈱）
- (19) 災害時における応急食糧及び生活用品確保に関する協定（イズミヤ㈱学園前店、市民生活協同組合ならコープ、㈱ローソン）
- (20) 災害時における生活用品確保に関する協定（㈱マイカル奈良ビブレ、白石薬品㈱、㈱近鉄百貨店奈良店、㈱小山）
- (21) 災害時における緊急設備支援に関する協定（㈱セレスポ）
- (22) 災害時相互応援に関する協定（奈良市内郵便局）
- (23) 災害時における奈良簡易保険保養センターと奈良市との協力に関する協定（奈良簡易保険保養センター）
- (24) 下水道災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ（近畿 2 府 7 県）

- 2 市は、必要があるときは、1 に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- 3 市長は、必要があるときは、「第 2 編第 2 章第 3 節第 1 項自衛隊派遣要請計画」により、知事に対し、自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 東南海・南海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、「地震防災対策特別措置法」に基づく「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」にそって本市域に係る事業の推進に努めるものとする。
- 2 市は地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業以外の事業についても、別に計画を定めてその整備促進に努めるものとする。

第 5 節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

- 2 1 の防災訓練は、少なくとも年 1 回以上実施するものとする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 その他「第 2 編第 1 章第 3 節第 1 項訓練計画」によるものとする。

第 6 節 地域防災力の向上等

- 1 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

地域の防災力を向上させるには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であり、自主防災組織の組織率向上と活動の活性化を図るため、次のような取り組みを進める。

 - (1) 自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導・助言
 - (2) セミナー、研修会等の開催
 - (3) 防災訓練の指導、支援、協力
- 2 企業の災害対応能力の向上

企業が被害を最小限にするためには、防災計画の作成、防災関係資材や備蓄食糧等の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上と被災時における地域との連携など、防災活動への企業としての協力体制の確立が重要であり、市はこれらの活動を推進するために日頃から企業との情報交換を進めるものとする。

第 7 節 その他の対策

- 1 建築物等の耐震診断、耐震改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された新耐震基準以前に設計された建築物が大きな被害を受けており、当該建築物の耐震性の向上を図っていく。

 - (1) 住宅等

住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するために非常に重要な課題であり、市民自らが行うもので市民の自覚が重要である。そのため、耐震診断やリフォーム等の機会を積極的に活用した耐震改修の必要性の普及・啓発を促進し、地震に強い住宅に関する関心を高めるとともに、相談窓口の開設、耐震診断補助制度等の対策を促進する。
 - (2) 公共施設等

学校、病院等多数の者が利用する施設や庁舎、消防署など災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修についても計画的に実施していく。
- 2 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は移動が困難になることが予測され、その対策等については次のとおりとする。

(1) 情報の提供

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。その際、放送事業者等と連携して様々な手段で定期的な情報提供に努める。

(2) 帰宅困難者への支援

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するために、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の協力を得て水や食糧等を提供できる支援施設のネットワーク化に努める。

(3) 観光客対策

国内遠隔地や外国から本市を訪れた観光客に対し、避難場所の確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

3 災害時要援護者対策

災害時に弱い立場に置かれる者（障がい者、高齢者等）への支援や対応は「第3編第2章第6節第7項災害弱者対策計画」により、被害状況の把握及び的確な措置をとるものとする。

4 文化財保護対策

本市は世界遺産をはじめとする多数の文化財を有し、文化財保護のための対策強化により被害の軽減を図るよう努めるものとする。文化財保護対策は「第2編第1章第2節第3項文化財予防計画」「第3編第2章第4節第10項文化財対策計画」によるものとする。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 地震等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内で行う地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実

施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

(1) 市は、学校等が児童・生徒等に行う地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

(2) 地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

5 自動車運転者に対する教育

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき措置や地震等の知識など必要な教育等を行うこととする。

6 相談窓口の設置

地震対策等についての相談を受けるため、各担当部課に必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

7 広報に関する計画

地震防災上必要な広報は、「第2編第1章第3節第2項防災知識普及計画」及び「第3編第2章第9節第4項市民等への広報」によるものとする。

(平成 16年 6月 15日 掲示済)